

米国ビザ申請の手引き

(Ver.19.1)

アメリカビザ申請のパートナー

Greenfield Overseas Assistance

目次

米国ビザ申請の手引き (Ver.19.1)

はじめに	6
------------	---

I. ビザの基本

1. アメリカのビザ	7
2. ビザの有効期限と滞在期限の違い	9
3. 滞在期限の付与	10
4. ビザ種別によるビザの有効期間と滞在期限の違い	11
5. Automatic Revalidation	13
6. 商用と就労	14
7. ビザなしでの入国	15
(1) ビザウェーバープログラム	15
(2) グアムー北マリアナ諸島連邦のビザ免除プログラム	19
(3) ビザなしでの入国のリスク	19

II. 商用に必要なビザ

1. Bビザとは	20
2. Bビザの有効期間と滞在許可期間	21
3. B-1 (industrial worker)	21
4. B in lieu of H-1B	23

III. 就労に必要なビザ

1. Eビザ	24
(1) Eビザとは	24
(2) Eビザの種類	25
(3) Eビザの申請条件	26
(4) Eビザの有効期間と滞在許可期間	37
(5) グリーンプログラム	38
(6) Eビザの更新	38
(7) Eビザカンパニーの子会社での就労	39
(8) Eビザに対する誤解	39
(9) 家族のビザ	40
2. Lビザ	40
(1) Lビザとは	40
(2) Lビザの種類	40
(3) Lビザの申請条件	41
(4) 追加書類の要求	44
(5) Lビザの発給の時期、入国ができるタイミング、有効期間と滞在許可期間	44
(6) Lビザの延長	45
(7) Blanket Lビザ	45
(8) 家族のビザ	48
3. H-1Bビザ	48
(1) H-1Bビザとは	48
(2) H-1Bビザの申請条件	49

(3) 追加書類の要求	51
(4) H-1Bビザの有効期間と滞在許可期間	52
(5) H-1Bビザの延長	52
(6) 雇用主の変更	53
(7) 家族のビザ	53
4. 4つの就労ビザのメリットとデメリット	53
(1) Eビザのメリット	54
(2) Eビザのデメリット	55
(3) Lビザのメリット	56
(4) Blanket Lビザのメリット	56
(5) Lビザのデメリット	57
(6) Blanket Lビザのデメリット	57
(7) H-1Bビザのメリット	57
(8) H-1Bビザのデメリット	58

IV. 就学に必要なビザ

1. Fビザ	60
(1) Fビザとは	60
(2) 申請手続き	61
(3) 出入国	61
(4) 転校	62
(5) 就労	62

V. 研修に必要なビザ

1. H-3ビザ	65
(1) 概要	65
(2) 家族のビザ	66
2. Bビザ	66
3. Jビザ	66
(1) Jビザとは	66
(2) Jビザの一般的な申請条件	67
(3) 業務研修のJビザの申請条件	67
(4) 業務研修のプログラム	69
(5) Jビザの有効期間と滞在許可期間	70
(6) Jビザでの出入国	70
(7) Jビザの更新	70
(8) Jビザの再申請	71
(9) Two-Year Rule	71
(10) Jビザ申請の注意点	71
(11) Jビザへのステータス変更	72
(12) Jビザから就労ビザへのステータス変更	72
(13) 家族のビザ	73

VI. ビザの選定

1. 短期間のアメリカへの派遣	74
(1) 装置の売買契約に作業が含まれているケース	75
(2) 客先で作業が発生するケース	76
(3) 研修が目的のケース	77
2. 若い社員のビザ	78

(1) H-1Bビザの取得	78
(2) 研修ビザの取得	78
(3) E(TDY)ビザの取得	79
3. 就労ビザの選定	79

VII. 企業の統合・合併への対応

ケース1：社名変更	83
ケース2：アメリカの現地法人2社の統合	84
ケース3：日本本社がホールディングカンパニーに移行	84
ケース4：日本本社の統合に伴い、アメリカの現地法人も統合	85

VIII. 新しい会社のビザ申請

(1) E-2ビザの可能性はないか？	86
(2) E-1ビザの可能性はないか？	86
(3) L-1ビザH-1Bビザの可能性はないか？	87
(4) Blanket L-1ビザの可能性はないか？	87
(5) H-1Bビザの可能性はないか？	88

IX. 永住権

1. 永住権とは	89
2. 雇用ベースの永住権 (Employment-Based Immigration)	90
(1) EB-1	90
(2) EB-2	90
(3) EB-3	91
(4) EB-4	91
(5) EB-5	91
3. 永住権の取得に必要なプロセス	92
(1) 第1ステップ：PERM申請	92
(2) 第2ステップ：移民申請(I-140申請)	94
(3) 第3ステップ：永住権へのステータス変更・移民ビザ(Immigrant Visa)の取得	95
4. カテゴリー別申請ステップ	96
(1) EB-1：卓越した能力(Extraordinary Ability)を有する人	96
(2) EB-2：非常に優秀な能力を有する人、又は、専門職従事者で、修士号、もしくは、学士号を保持し該当分野での5年の職務経験を有する人	96
(3) EB-3：専門職従事者で学士号を有する熟練労働者又は非熟練労働者	96
(4) EB-4：宗教活動家等、特別移民の申請条件を満たす人	96
(5) EB-5：新しく米国事業に投資する人	97
(6) EビザのManagerial Position、L-1Aの永住権申請(EB1-3)	97
(7) Eビザのessential skill、L-1B、H-1B保持者の永住権申請(EB2またはEB3)	97
5. 永住権へのステータス変更中の転職(永住権スポンサーの変更)について	97
6. 雇用ベースの永住権申請の費用とスケジュール	99
(1) 雇用ベースの永住権にかかる費用	99
(2) 雇用ベースの永住権申請のタイミング	99
7. 家族ベースの永住権申請(Family-Based Immigration)	99
(1) 年間割当数に制限がないカテゴリー	100
(2) 年間割り当て制限がある永住権カテゴリー	100
(3) 家族ベースの永住権申請の流れ	101
(4) 家族ベースの永住権申請にかかる費用	101
8. DVプログラム(Electronic Diversity Visa Lottery)	101

9. その他の永住権の取得	102
10. 再入国許可証(Re-entry Permit)	103
11. 市民権	104

X. ビザの申請

1. 申請場所	105
2. 面接	105
3. 必要書類	106
(1) Bビザ	107
(2) Eビザ	107
(3) Lビザ	110
(4) Blanket Lビザ	111
(5) H-1B	112
(6) Jビザ	113
(7) Fビザ	114
(8) 家族後日	114
(9) 外国籍	114

XI. 面接

1. Eビザ：managerial / executive employeeの場合	116
2. Eビザ：essential employeeの場合	118
3. Blanket L-1Aビザの場合	119
4. Blanket L-1Bビザの場合	120
5. B-1ビザ：通常の商用の場合	122
6. B-1ビザ(Industrial Worker)の場合	124
7. B-1 in lieu of H-1Bビザの場合	126
8. Jビザ：企業研修の場合	128
9. 英語での面接について	129

XII. その他

1. 入国審査	131
2. ビザのキャンセル	132
3. 二重国籍	132
4. 家族の就労	133
5. 不法滞在	134
6. 逮捕歴・犯罪歴	134
7. 同居の実態	135
8. 両親の家族ビザ	135
9. 緊急事態での入国	135
10. ビザを申請する際に必要なパスポートの残存期間	136
11. パスポートの切り替え	136
12. 長期間商用での米国滞在後の再渡米	136
13. 配偶者の在宅勤務	137
14. アメリカの国民と市民権	138
15. パスポートを紛失または盗難された場合の対応	138
16. 非営利団体の就労ビザ	138

XIII. Q&A

リファレンス	166
--------	-----

はじめに

- 本資料に記載されている情報は米国移民国籍法(INA: Immigration and Nationality Act)、Foreign Affairs Manual (FAM)、Code of Federal Regulation (CFR)、国務省、移民局、在日アメリカ大使館のホームページ、アメリカ大使館(総領事館)からの指導、移民法弁護士からの情報、そしてグリーンフィールドの過去の経験や日常的に収集されるノウハウに基づいています。
- 本資料は最新かつ正確な情報の記載を心がけておりますが、運用の変更などにより古い情報が含まれている場合もあります。またグリーンフィールドの業務と関連の低い項目については、割愛している場合があります。
- 本資料の情報が原因でトラブル等が発生いたしましても責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。
- 本資料は著作権法により保護されています。本資料の著作権は株式会社グリーンフィールド・オーバーシーズ・アシスタンスにあります。書面による事前許可を得ずに本資料の一部、または全部を複製および転載することを一切禁じます。

I. ビザの基本

1 アメリカのビザ

- 多くの国は自国の雇用を不当に奪う疑いのある人や自国の安全をおびやかす恐れのある人の入国を防ぐため、そして入国時の審査を簡素化するため、事前に海外にある大使館、領事館などの在外公館でチェックを行い入国許可証を発行します。この入国許可証がビザ(査証)です。
- アメリカのビザには非移民ビザと移民ビザの2種類があります。非移民ビザは駐在や留学など一時的な滞在のためのもので、滞在目的終了後は帰国することが前提になります。一方移民ビザはアメリカに定住する意思のもと、更新すれば永久的にアメリカに居住することが許されます。そして移民ビザで入国後取得するのが永住権(グリーンカード)です。
- 非移民ビザには、A～Vビザ、NAFTAビザ、NATOビザがあり、さらに同じローマ字のビザでもHビザのようにH-1B、H-2、H-3、H-4と分類されているビザもあります。この中で一般的な企業が必要とするビザは主にBビザ(商用)、Eビザ(就労)、Fビザ(就学)、H-1Bビザ(就労)、Jビザ(研修)、Lビザ(就労)です。

② ビザの有効期限と滞在期限の違い

- ビザの有効期限は、そのビザで認められた目的でいつまでアメリカに”入国”できるかを示します。一方滞在期限はいつまでアメリカに”滞在”できるかを示します。
- ビザの有効期限はビザを発行する国務省(U.S. Department of State)に所属するアメリカの在外公館(大使館・領事館)の領事です。一方滞在期限は国土安全保障省(U.S. Department of Homeland Security)の下にある移民局(USCIS: U.S. Citizenship and Immigration Services)と、空港で入国審査を行う入国審査官が所属し、同じく国土安全保障省の下にある税関国境警備局(CBP: U.S. Customs and Border Protection)に決定権があります。入国審査官には滞在させない(入国させない)権限もあり、あくまでもビザはそのビザで認められた目的で入国審査を受けるための権利を与えるものです。
- 基本的にはビザの有効期限が過ぎていても滞在許可が有効であれば、合法的に滞在し続けることができます。ただし一度出国すると滞在許可は失効し、再入国するためには有効なビザが必要になります。
- 滞在期限を過ぎても滞在し続ければオーバーステイになります。ビザなしで渡航する際に認証が必要なESTAの質問の中に、オーバーステイの経験の有無があります。(「あなたはこれまでに、米国政府が許可した滞在許可期間を超過して、米国に滞在したことがありますか?」)オーバーステイの経験がある場合はESTAの認証はまず通らず、その場合渡米するためにはビザを取得しなければなりません。またオーバーステイの理由によってはビザの取得も困難です。
- オーバーステイが180日を超えると3年間、さらに1年以上になると10年間米国に入国できなくなります。また1年以上不法滞在した後に入国許可などなく再入国しようとした場合、永久に入国禁止になります。^{※2}
 - Three years, if you depart the United States after having accrued more than 180 days but less than one year of unlawful presence during a single stay and before removal proceedings begin;
 - 10 years, if you depart the United States after having accrued one year or more of unlawful presence during a single stay, regardless of whether you leave before, during, or after removal proceedings; or
 - Permanently, if you reenter or try to reenter the United States without being admitted or paroled after having accrued more than one year of unlawful presence in the aggregate during one or more stays in the United States.

^{※2} www.uscis.gov/legal-resources/unlawful-presence-and-bars-admissibility

Athletes, amateur and professional (competing for prize money only)	B-1
Athletes, artists, entertainers	P
Australian worker - professional specialty	E-3
Border Crossing Card: Mexico	BCC
Business visitors	B-1
Transitional Worker CNMI	CW
Crewmembers (serving aboard a sea vessel or aircraft in the U.S.)	D
Diplomats and foreign government officials	A
Domestic employees or nannies (must be accompanying a foreign national employer)	B-1
Employees of a designated international organization, and NATO	G1-G5, NATO
E-2C: CNMI-Only Investor	E2C
Exchange visitors	J
Exchange visitors - au pairs	J-1
Exchange visitors - children (under age 21) or spouse of a J-1 holder	J-2
Exchange visitors - professors, scholars, teachers	J-1
Exchange visitors - international cultural	J, Q
Fiancé(e)	K-1
Foreign military personnel stationed in the U.S.	A-2, NATO1-6
Foreign nationals with extraordinary ability in sciences, arts, education, business or athletics	O-1
Free Trade Agreement (FTA) professionals: Chile	H-1B1
Free Trade Agreement (FTA) professionals: Singapore	H-1B1
Information media representative (media, journalists)	I
Intra-company transferees	L
Medical treatment, visitors for	B-2
NAFTA professional workers: Mexico, Canada	TN/TD
Nurses traveling to areas short of health care professionals	H-1C
Physicians	J-1
Religious workers	R
Specialty occupations in fields requiring highly specialized knowledge	H-1B
Students - academic and language students	F-1
Student dependents - dependent of an F-1 holder	F-2
Students - vocational	M-1
Student dependents - dependent of an M-1 holder	M-2
Temporary workers - seasonal agricultural	H-2A
Temporary workers - nonagricultural	H-2B
Tourism, vacation, pleasure visitors	B-2
Training in a program not primarily for employment	H-3
Treaty investors	E-2
Treaty traders	E-1
Transiting the United States	C
Victims of human trafficking	T-1
Visa renewals in the United States - A, G, and NATO	A1-2, G1-4, NATO1-6

米国ビザの種類 ^{※1}

- それぞれのビザは入国目的によって使い分けられ、申請条件が異なります。確実なビザの取得にはそれぞれのビザの申請条件を正確に把握し、またそのプロセスも理解した上でそれらが条件を満たしているかどうかを的確に判断する必要があります。

^{※1} www.ustraveldocs.com/jp/jp-niv-typeall.asp

送付先

アメリカの郵便サービスを使う場合
Coleman Data Solutions
Box 7965
Akron, OH 44306
Attn: NIDPS (I-94)
USA

FedExまたはUPSを使う場合
Coleman Data Solutions
3043 Sanitarium Road, Suite 2
Akron, OH 44312
Attn: NIDPS (I-94)
USA

出国の証拠の例

- ☞ アメリカを出国した際の搭乗券のオリジナル
- ☞ アメリカ出国後の出入国のスタンプの押されたパスポートのコピー（写真のあるデータ面を含む全ページ。ただし完全にブランクのページは除く）
- ☞ アメリカ出国後にアメリカ国外で就労していたことを証明する給与明細のコピー
- ☞ アメリカ出国後にアメリカ国外で銀行を通して行った取引の記録
- ☞ アメリカ出国後にアメリカ国外で就学していたことを証明する書類のコピー
- ☞ アメリカ出国後にアメリカ国外で使用したクレジットカードの使用記録

④ ビザ種別によるビザの有効期間と滞在期限の違い

- H-1Bビザでは入国審査の際に発行される滞在期限は、通常I-797の期限、ビザの残りの有効期限のいずれとも一致します。
- Lビザは通常5年間有効なビザが発給されます。そのため滞在期限は通常I-797 (Blanket Lの場合はI-129S)に記載される期限と一致しますがビザの有効期限とは一致しません。ただしBlanket Lビザの場合、Blanket I-129Sの有効期限(初めは3年間有効。延長することにより無期限になる。)に準ずることや、I-129Sの2ページ目にある就労予定期間に準ずることもあります。

- オーバーステイすると、入国の際に利用したビザは無効になり、ビザは取り直す必要があります。^{※3}

③ 滞在期限の付与

- 米国の入出国記録はI-94と呼ばれています。また入出国記録を記載した入国カード自体もI-94と呼ばれています。
- 滞在期限は入国時に入国審査官によって付与されます。パスポートにスタンプが押され、滞在ステータスと滞在期限が記入されます。
- 陸路やワシントン州とカナダの間のフェリーでの入国^{※4}などでは、例外的に入国審査の際に入国カードがパスポートに貼り付けられ、滞在ステータスと滞在期限が書かれます。ビザありの入国カードは白色(フォーム番号I-94)、ビザなしは緑色(フォーム番号I-94W)です。
- 税関国境警備局のサイト^{※5}からもI-94を確認することができます。パスポートの記載が間違っていることもあるので、入国後に念のため確認することをお勧めします。I-94に間違いがあり修正が必要な場合、地域のDeferred Inspection Site^{※6}(追加審査場)、Port of Entry^{※7}(入国した空港、港)で修正の手続きを行ないます^{※8}。
- 与えられる滞在期限はビザ種別によって定められる期間とパスポートの有効期間のどちらか短い方まで滞在許可が与えられます。またパスポートの有効期間が十分であっても入国審査官の判断によって、本来許可される期間よりも短くなることもあります。
- 入国カードなしで入国した場合、航空会社や船舶会社より提供されるデータに基づき出国記録が入力されます。一方入国カードがパスポートに貼り付けられた場合は出国の際に回収され、税関国境警備局に送られることにより出国記録が入力されます。通常空港のチェックインカウンターもしくは国際線の搭乗ゲートで航空会社のスタッフが回収します。I-94が回収されずに出国した場合は記録上アメリカに滞在したままになり、不法滞在の記録が残る可能性があります。その場合は税関国境警備局に出国した証拠とともに送付します^{※9}。

※3 8 USC 1202: Application for visas (g) Nonimmigrant visa void at conclusion of authorized period of stay (1) In the case of an alien who has been admitted on the basis of a nonimmigrant visa and remained in the United States beyond the period of stay authorized by the Attorney General, such visa shall be void beginning after the conclusion of such period of stay.

※4 help.cbp.gov/s/article/Article-1132?language=en_US

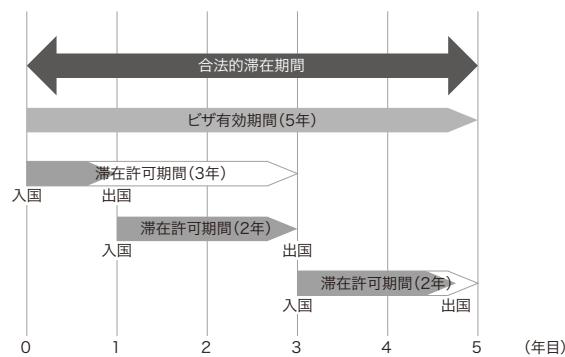
※5 i94.cbp.dhs.gov/i94/#/home#section

※6 www.cbp.gov/contact/ports/deferred-inspection-sites

※7 www.cbp.gov/contact/ports#

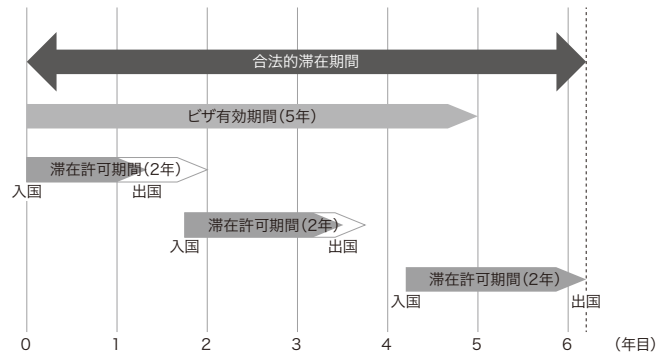
※8 help.cbp.gov/s/article/Article-1683?language=en_US

※9 https://help.cbp.gov/s/article/Article-752?language=en_US



L-1Bビザの有効期限と滞在期限

- Eビザは入国の都度、通常2年間の滞在許可が与えられます。ビザの有効期間が2年を切っても通常2年間の滞在が認められます。ただしビザの残存期間が短い場合などは、ビザの有効期限までしか滞在許可が与えられないこともあります。



Eビザの有効期限と滞在期限

- Jビザ(研修ビザ)で入国するとパスポートにはD/Sと書かれます。これはDuration of Statusの略で研修の許可証であるDS-2019が有効である限りアメリカに合法的に滞在できることを示しています。例えば入国時にDS-2019の有効期限が1年後であれば滞在期限も1年後ですが、DS-2019を延長すれば滞在期限も自動的に延長されます。ただしビザの有効期限を過ぎれば再入国には新しいビザが必要になります。
- ビザの有効期間は国籍によって異なります。例えば日本人のBビザの有効期間は通常10年ですが、ベトナム人は通常1年です。またビザの申請を審査する領事の判断によって本来認められている期間より短くなることがあります。国籍によるビザの有効期間は国務省のサイト^{※10}で確認することができます。

※10 travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/Visa-Reciprocity-and-Civil-Documents-by-Country.html

ビザ種別	ビザ有効期間	滞在許可期間	ビザの更新が可能な回数	最長連続滞在許可期間
E	5年	入国の都度2年	何回でも可	継続的に更新することにより、半永久的
L-1A	5年	I-797 (Blanket LビザはI-129S) に準ずる	滞在期間が通算7年になるまで	7年
L-1B	5年	I-797 (Blanket LビザはI-129S) に準ずる	滞在期間が通算5年になるまで	5年
H-1B	3年	I-797に準ずる	滞在期間が通算6年になるまで	6年
J	DS-2019に記載される期間	DS-2019に記載されるプログラム終了日+30日 ^{※11}	DS-2019による	参加プログラムによる
F	I-20に記載される期間	I-20に記載されるプログラム終了日+60日 ^{※11}	I-20による	5年
B	10年	6か月	何回でも可	1年

ビザ種別・ビザ期限・滞在期限(日本人の場合、例外あり)

- Lビザ、Hビザなどでは実際にアメリカに滞在していた期間をもとに滞在許可が延長されます。例えば2010年にH-1Bビザを取得すると継続した場合は2016年までしか滞在できませんが、間に2年間日本に帰国していればその期間は滞在期間に含まれないため、ビザは2016年が有効期限であっても、滞在許可の延長をすれば2018年まで滞在することができます。またその期間をカバーするビザを申請することもできます。

5 Automatic Revalidation

- ビザが無効であってもI-94が有効であれば、下記の条件を満たすことによりアメリカへ再入国し、I-94の有効期限までそのまま滞在することが可能です^{※12}。これを“Automatic Revalidation”といいます。
 - カナダ、メキシコ(F、Mビザの場合はカリブ海諸国も含む)に30日未満の滞在後、アメリカへ再入国。
 - 有効期限の切れていないI-94を保持し、ステータスの条件を維持している。
 - カナダ、メキシコ滞在中にビザ申請をしていない。
 - イラン、シリア、スーダン、北朝鮮の国籍を有していない。

※11 “grace period”と呼ばれる帰国猶予期間。旅行をすることもできる。ただし、この期間に一度出国すると有効なビザがないため、再入国はできない。

※12 travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/visa-information-resources/visa-expiration-date/auto-revalidate.html

一方アメリカのオフィスが受注したプロジェクトにメンバーとして日本オフィスから派遣されるような場合は、就労とみなされる可能性が高くなります。

- どこまでが商用でどこから就労かは移民法弁護士の間でも意見が分かれることは少なくありません。実際はトラブルとなり、移民局が判断を下さなければはっきりしません。その一方、コンプライアンスが重視される中で、ばれなければいいと言うものではありません。重要なのはどこまでを商用と考え行動するか、そのガイドラインを明確にすることです。就労を疑われた場合でもそのガイドラインに基づく判断であると、少なくとも説明ができます。そしてそのガイドラインを商用で渡米する社員にきちんと理解させることが重要です。
- アメリカでの業務に対してアメリカを源泉(アメリカの現地法人や顧客など)とする給与・報酬を受ければ商用とは認められません。

7 ビザなしでの入国

(1) ビザウェーバープログラム

- 日本人が短期(90日以下)の観光目的や商用でアメリカに入国する際ビザを必要としないのは、1988年から日米間で実施されているビザウェーバープログラムという相互的な特例措置があるためです。
- ビザウェーバープログラムが適用されるのは、2022年6月現在^{※14}、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルネイ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェイ、ポーランド、ポルトガル、韓国、サンマリノ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、英国の39か国の国籍保有者です。これらの国以外の国籍保有者は、たとえ数日の商用や観光目的であってもアメリカに入国するにはビザが必要となります。
- ビザウェーバープログラムを利用するための条件の通りです^{※15}。
 - ビザ免除プログラム参加国(上記)の国籍であり、有効なVWPパスポート条件^{※16}に準じたパスポートを所持していること。
 - ESTAが承認されていること。
 - 米国での滞在期間が90日以下であること。

※14 www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-visawaiverinfo.asp

※15 www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-visawaiverinfo.asp

※16 「2016年4月1日より、ビザ免除プログラムでの渡米者はEパスポート(IC旅客)の所持が必要になります。この規定は、すでに有効な電子渡航認証(ESTA)を取得している渡航者にも該当します。Eパスポートはパスポートの表紙にEパスポートを示すマークがあります。」(https://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-visawaiverinfo.asp#esta)

6 商用と就労

- 国務省のサイト^{※13}では、商用を以下のように定義しています。
 - 商用とは、一般的には、実際の労働以外の活動に従事することを意味します。米国で就労するためには、就労を目的にした特定のビザが必要になります。
 - 商用ビザは、販売、ボランティア(奉仕活動)、修理技術者、講演者・講師、会議出席、研究者、投機的事業、医学研修、在宅勤務に該当します。
- 実際は必ずしも就労と商用を明確に区別できるわけではありません。
 - 現地法人のスタッフがすべきオペレーションを日本からの出張者が行えば就労とみなされる可能性が高くなります。例えば顧客を訪問し、見積書などを作成すれば、それは現地法人の営業スタッフの行うオペレーション業務であり、就労とみなされる可能性が高くなります。
 - 同じ営業活動でも日本本社からの営業支援として現地のスタッフと一緒に回れば、就労とみなされる可能性が低くなります。
 - 本社の事業部長が現地法人のトップを兼務しているような場合、それが現地法人のトップとしての活動なのか、本社の担当部門の責任者として活動なのか、必ずしも明確ではありません。年に数回の出張で現地のオペレーションを任せるマネージャーなどとのミーティングが中心なのであれば就労とみなされる可能性は低くなります。
 - アメリカで同様のサービスが提供されている場合、就労とみなされる可能性があります。例えば日本からのツアーであってもハワイでインストラクターとしてヨガの指導をすれば、米国のインストラクターでもできる仕事をしているとして就労とみなされる可能性があります。
 - 自ら手を動かす場合は就労とみなされる可能性が高くなります。現場で自ら装置を操作、調整すればアメリカのエンジニアのすべき作業を代わりにしているとして、就労とみなされる可能性が高くなります。一方現場の立ち会い、口頭での指示、アドバイスや、手本を見せる程度であれば装置を操作しても就労とみなされる可能性は低くなります。
 - システムエンジニアが現地法人のスタッフと並んでプログラミングをしていれば、就労を疑われる可能性があります。ただし現地法人のパソコンを使っていたとしてもそのプログラミングが日本の業務であれば、商用の範囲とみなされるべきと考えます。
 - 製品の製造に携わっても、試作品の作成をサポートする程度であれば商用とみなされる可能性があります。
 - コンサルティング業務の場合、アメリカでは情報収集や分析などの部分的な作業だけで、主な作業が日本で行われるのであれば、商用とみなされる可能性があります。

※13 www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-typeb1b2.asp#b1

● 渡米目的が：

- ☞ 商用-取引先との会合、科学、教育、専門、ビジネス分野の会議への参加、財産の処理、契約交渉。
- ☞ 観光/旅行-旅行、休暇、娯楽、友人や親族の訪問、休養、治療、同窓会や社交、奉仕活動など、及び報酬を伴わない音楽やスポーツなどイベント或いはコンテストのアマチュア参加。
- ☞ 通過-米国を通過する。

● 空路または海路で入国する場合は、上記の外に

- ☞ 往復または次の目的地までの航空券・乗船券を所持していること。電子チケット(e-チケット)の場合は入国地で移民審査官に提示できるよう旅行日程のコピーをお持ちください。(最終目的地がメキシコ、カナダ、バミューダ、カリブ諸島の場合はそれらの国の合法的な居住者でなければなりません。)
- ☞ DHSと協定しているVWP参加航空会社または船会社で渡航する。(個人所有や公用の飛行機・船舶には適用されません。)

● 2016年4月1日に「ビザ免除プログラムの改定」が施行されました。

- 以下に条件に該当する場合、ビザウェーバープログラムを利用することができず、渡米するにはビザを取得する必要があります。

- ☞ Eパスポート(IC旅券)を所持していない。
- ☞ 2011年3月1日以降にイラク、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア、リビア、ソマリアまたはイエメンに渡航または滞在したことがある。
- ☞ ビザ免除プログラム参加国の国籍と、イラン、イラク、北朝鮮、スーダンまたはシリアのいずれかの国籍を有する二重国籍者。

- ただし国務省のサイト^{※17}には例外が記載されています。「国土安全保障省長官が法執行機関や米国の国家安全保障上の利益になると判断した場合には、上記の制限を免除することがあります。免除を受けられるかどうかは、個々に審査されます。以下の条件を満たす渡航者は免除に該当する可能性があります：

- ☞ 国際機関、地域機関、政府機関の代表として公務を遂行するためにイラク、イラン、北朝鮮、シリア、スーダン、リビア、ソマリアまたはイエメンに渡航した方
- ☞ 人道支援を行うNGOを代表して任務を遂行するためにイラク、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア、リビア、ソマリアまたはイエメンに渡航した方
- ☞ ジャーナリストとして、報道目的のためにイラク、イラン、北朝鮮、シリア、スーダン、リビア、ソマリアまたはイエメンへ渡航した方
- ☞ 「包括的共同作業計画」(2015年7月14日)の合意後に合法的な商用目的のためイランに渡航した方
- ☞ 合法的な商用目的でイラクに渡航した方

※17 https://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-visawaiverinfo.asp#esta

- ビザウェーバープログラムでの滞在の場合は、WB：Waiver for Business、またはWT：Waiver for Tourismとパスポートに記載されます。

- ビザウェーバープログラムを利用してアメリカに滞在する場合90日を超えて滞在する理由が発生しても、移民局での滞在許可の延長や滞在ステータスの変更はできません。(ただし、米国市民のimmediate relativeであれば、adjustment of statusの申請をすることができます。またビザウェーバープログラムの他、Cビザ、Dビザ、K-1ビザ、K-2ビザ、Sビザ、ビザなしのトランジットも滞在許可の延長はできません^{※18}。)

- 2009年1月12日よりビザウェーバープログラムを利用してアメリカに入国する際は、飛行機や船舶に搭乗する前にオンラインでESTA(Electronic System for Travel Authorization：電子渡航認証システム)の渡航認証を受けなければならなくなりました。

- ESTAとは、渡航者がビザウェーバープログラムの条件を満たしているかを事前に判定するシステムです。(ESTAで渡航すると言う人もいますが、正確には“ESTAの認証を受けてビザなしで渡航する”です。またESTAはビザではありません。)
- 判定は72時間以内に出ます。認証の期限は取り消し措置が取られない限り2年間、もしくはパスポートの有効期限までです。
- ビザなしで渡航する場合、この渡航認証を受けていないと飛行機に乗ることができません。また渡航認証が受けられなかった場合、ビザを取得しなければ入国できません。
- ESTAの渡航認証には17ドルの手数料が必要です。ただし渡航認証が拒否された場合は処理費用の4ドルのみ請求されます。
- ESTAの質問項目^{※19}

- ☞ あなたは身体もしくは精神の疾患がありますか、あるいは薬物乱用または中毒者ですか、あるいは現在次の疾病のいずれかを患っていますか？
 - > 軟性下疳
 - > 淋病
 - > 鼠径部肉芽腫
 - > ハンセン病
 - > 鼠径リンパ肉芽腫
 - > 梅毒
 - > 活動性結核
- ☞ あなたはこれまでに、他者または政府当局に対して、所有物に甚大な損害を与えるか重大な危害を加えた結果、逮捕または有罪判決を受けたことがありますか？
- ☞ あなたはこれまでに、違法薬物の所持、使用、または流通に関連するいずれの法規に違反したことがありますか？
- ☞ あなたはテロ活動、スパイ行為、破壊工作、または集団虐殺に参画しようとしたり、あるいは参画したことがありますか？

※18 www.uscis.gov/sites/default/files/USCIS/Resources/C1en.pdf

※19 esta.cbp.dhs.gov/

- ☞ あなたはこれまでに、あなた自身または他者用のビザを取得するため、あるいは米国に入国するため、詐欺行為または不正代理行為を犯したことがありますか？*
- ☞ あなたは現時点で、米国での就労を模索していますか、または過去に米国政府の許可なく、米国で雇用されていたことがありますか？
- ☞ あなたはこれまでに、現在使用中あるいは過去に使用していたパスポートを用いて米国ビザを申請した際、否認されたことがありますか、あるいはこれまでに米国への入国を拒否、あるいは米国入国地での入国申請を取り消されたことがありますか？
- ☞ あなたはこれまでに、米国政府が許可した滞在許可期間を超過して、米国に滞在したことがありますか？
- ☞ 2011年3月1日以降、イラン、イラク、リビア、北朝鮮、スーダン、シリア、イエメンに旅行したことがありますか？

- 上記の質問にYesと回答しても、渡航認証が受けられることがあります。
- 以下の場合、再度渡航認証を受ける必要があります。

- ☞ 渡航者が新しいパスポートを発行されている場合
- ☞ 渡航者が改名した場合
- ☞ 渡航者が性転換した場合
- ☞ 渡航者の国籍が変わった場合
- ☞ 「はい」または「いいえ」の回答を要するESTA 申請書の質問に対する渡航者の以前の回答の基となる状況が変わった場合

- ESTAの入力を間違えた場合、国務省のサイト^{※20}には以下のように書かれています。

- ☞ 「当Webサイトでは、パスポート番号の再確認を含め、申請者が申請書を提出するのに先立ってデータを確認及び修正することができます。必要とされる支払い情報を含む申請書を提出する前に、パスポート番号、パスポート発行国、国籍保有国、及び生年月日を除く全ての申請データ分野を修正することができます。申請者がパスポート又は経歴情報を間違えた場合、申請者は新しい申請書を提出する必要があります。関連する料金は、提出された新しい申請書ごとに請求されます。その他のいずれかの間違いは、「ESTAステータスの確認」の下の「個人ステータスの確認」をクリックすることにより修正又は更新することができます。旅行者が資格に関する質問に誤って回答した場合には、各ページの下部にあるCBP情報センターのリンクをクリックしてください。」

- 陸路で入力する場合、ESTAの認証を受ける必要はありません。また、ビザウェーバープログラムを利用することができる国の人がカナダのバンクーバー、ビクトリア(BC)とワシントン州の間のフェリーで米国に入国する場合、陸路での入国と同じように扱われます^{※21}。

※20 esta.cbp.dhs.gov/faq?lang=ja

※21 help.cbp.gov/s/article/Article-1132?language=en_US

(2) グアム-北マリアナ諸島連邦のビザ免除プログラム

- 2009年11月28日から北マリアナ諸島連邦にも米国移民法が適用されました。それに伴い、グアム-北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラム(Guam-CNMI VWP)が実施されています。
- 詳しくは国土安全保障省のサイト^{※22}をご参照下さい。

(3) ビザなしでの入国のリスク

- 就労目的であるにも関わらず「短期間の滞在だから」「ビザの取得が間に合わないから」という理由でビザなしで渡米するケースが見受けられます。確かによほど頻繁に渡米しているか、または過去に複数回の長期滞在がなければ、「商用」としての入国を疑われることはまずありません。しかしながらこれは虚偽の申告であり、判明した場合のペナルティは大きなものとなります。また企業が就労と分かっているながら社員にビザなし(商用)で入国させている場合、不法就労を黙認または強制させていることになり、コンプライアンス的にも大きな問題です。
- ビザなしで入国拒否を受けた場合、そのまま日本に帰国しなければなりません。一度入国拒否を受けるとESTAの入国拒否の質問に「はい」と回答することになり、まず間違いなくESTAの認証を受けることができなくなります。観光目的のハワイ旅行であってもビザの取得が必要となり、ビザを取得しようとしても入国拒否の記録はビザの取得を難しくします。現時点ではいつ以降の入国拒否に関してという申告の期限が設定されていません。そのためいつまたESTAの認証が受けられるようになるかは分かりません。
- 同じ会社からまとめて渡米する場合、入国拒否を受けるとすでに入国審査を済ませた同僚も入国が認められなくなることがあります。また会社名がデータベースに登録され、後日入国する同僚に影響を与えることもあります。空港によっては所属する会社名を告げるだけで別室での審査になることもあります。
- 通常就労とみなされる活動も条件によってはビザなしでの入国が認められる一方で、ビザなしでの入国が適切かどうか、ビザ申請をしないため事前に領事の判断を仰ぐことができません。ビザなし渡航は手軽と思われていますが、商談のような一般的な商用でない場合は慎重に判断すべきと考えます。「VI.1. 短期間のアメリカへの派遣」も合わせてご覧下さい。

※22 <https://www.dhs.gov/guam-cnmi-visa-waiver-program>

II.

商用に必要なビザ

① Bビザとは

- 日本人の場合、Bビザは90日を超えてアメリカに滞在が必要な観光目的または商用のためのビザです。ただし、ビザウェーバープログラムを利用できない人は滞在日数に関わらず、商用にはB-1ビザが必要となります。アジアでビザウェーバープログラムが利用できるのは、ブルネイ、日本、シンガポール、韓国および台湾だけです^{※23}。
- 一方通常の観光目的や商用は入国目的としてハードルが高いわけではありませんが、通常はビザを必要としない日本人は、あえてビザが必要であることを領事に納得させる必要があります。
- トランジットなどでアメリカを通過する場合は通常Cビザですが、Bビザをすでに保有している場合はBビザで通過することができます^{※24}。
- Bビザには商用のB-1ビザと観光目的のB-2ビザがあります。日本人の場合はどちらを申請しても、通常B-1/B-2ビザとして発給され、商用でも観光でも利用できます。
- 通常就労ビザなどを必要とする以下の職種・活動に対して、FAMでは例外的に商用の滞在を認めています^{※25}。ただしそれぞれに条件があります。また活動内容によっては、商用でもビザの取得をお勧めする場合があります。
 - Ministers of Religion and Missionaries
 - Participants in Voluntary Service Programs
 - Members of Board of Directors of U.S. Corporation
 - Professional Athletes

^{※23} www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-visawaiverinfo.asp#overview

^{※24} "If you already have a valid visitor (B) visa, you may be able to use it to transit the United States. If you are a citizen of a participating country, you may be able to transit the United States on the Visa Waiver Program." (travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/other-visa-categories/transit.html)

^{※25} fam.state.gov/FAM/O9FAM/O9FAM040202.html

- Yacht Crewmen
- Coasting Officers
- Investor Seeking Investment in United States
- Equestrian Sports
- B-1 Visa for Transit or Travel to the Outer Continental Shelf (OCS)

- 入国の目的がビザ申請時と異なる場合、通常そのビザで入国すべきではありません。一方Bビザは商用のB-1ビザを申請しても観光もできるB-1/B-2としてビザが発行されるように、必ずしも申請時の目的には限定されません。商用、観光目的であり、有効期間内であれば、そのビザでの入国が可能な特殊なビザです。申請時の目的が同じでなければならないのであれば、10年間もの有効期間は与えられないと考えられます。
- 滞在期間が90日以下であっても渡米の頻度が高い場合や長期間の滞在の場合、入国審査で就労を疑われることがあります。このようなトラブルを避けるためとして、本来ビザを必要としない90日以下の滞在であってもBビザは発給されています。

② Bビザの有効期間と滞在許可期間

- ビザの有効期間は国籍によって異なります^{※26}。日本人の場合Bビザは10年間有効なものが発行されます。ただし領事の判断によって短縮されることもあります。
- ビザが有効であれば入国の都度通常6か月の滞在許可が与えられます。ただし入国審査官の判断によってそれより短くなることもあります。
- 移民局に申請することにより滞在期間を6か月間延長(Extension of Stay)することができます。国務省のサイト^{※27}では「滞在期間の延長は、突然またはやむを得ぬ人道的理由がある場合にのみ認められます。」となっています。しかしながら実際にはビジネス上の理由でも延長が認められています。ただし2度以上の延長は認められないようです。また滞在許可の延長申請中は合法的にアメリカに滞在することができます。

③ B-1 (industrial worker)

- 設備や装置などでは、据付、試運転なども含めてメーカー側の責任で行われることは珍しくありません。アメリカの企業からすればそういった作業(サービス)も含めて購入することで、設備や装置の本来の能力を発揮させることができます。そのため装置や設備の販売に伴う作業(サービス)が売買契約書に含むことが明記されている場

^{※26} travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/Visa-Reciprocity-and-Civil-Documents-by-Country.html

^{※27} www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-typeb1b2.asp#b1

- このケースでは滞在期間が90日以下であっても通常の商用とは異なるため、ビザなしでの入国はお勧めしません。
- 入国審査時に認められるBビザでの滞在期間は6か月であるため、それ以上の滞在は移民局への滞在許可の延長申請が必要になります。
- 通常日本人には10年間有効なBビザが発給されますが、B-1 in lieu of Hは1回しか使えないシングルエントリー、有効期間は6か月で発給されることもあります。

③ B-1 in lieu of H-1B

- BビザでありながらH-1Bで認められる就労ができるビザです。
 - There are cases in which applicants who qualify for H1 or H3 visas may more appropriately be classified as B-1 visa applicants in certain circumstances, e.g., a qualified H1 or H3 visa applicant coming to the United States to perform H1 services or to participate in a training program. (9 FAM 402.2-5(F))

- 一般的なB-1ビザの条件に加え、以下の条件を満たすことが求められます。
 - 現地での業務内容がH-1Bのspecialty occupationに該当すること。

☞ specialty occupation:大学の学部レベルで得られる特殊な知識(大学の卒業資格がない場合は3年間の就労経験を大学の1年とみなし、12年以上の経験がそれに準ずる)を用いる職種。(詳しくは「III.3.(2)② 申請者の条件」をご参照下さい。)

- 申請者の学歴、職歴がH-1Bの条件を満たすこと。(詳しくは「III.3.(2)② 申請者の条件」をご参照下さい。)
- 一時的な就労であること。

☞ Bビザに準ずる滞在期間(6か月)

- 売買契約にその活動が含まれていなければならぬB-1 (industrial worker)と異なり、B-1 in lieu of H-1Bは理系の大学卒、高卒でも十分な経験のあるエンジニアであれば、多くの場合条件を満たします。派遣先を問わずspecialty occupationに該当する業務を行うことができます。ただし現地での業務内容が、例えば生産設備の設置、試運転、改造、修繕などでも、生産プロセスや設備の構造を理解した上で指示を出すエンジニアに対して指示を受ける作業員の場合、specialty occupationに該当しないとみなされる可能性があります。

- エンジニア以外でも事業開発のスペシャリストとしてB-1 in lieu of H-1Bを取得した実績もあります。

- 通常日本人には10年間有効なBビザが発給されますが、B-1 in lieu of Hは1回しか使えないシングルエントリー、有効期間は6か月で発給されることもあります。

合、通常であれば就労とみなされる作業であっても商用の範囲として認められます※28。

- 商業装置、産業装置でありアメリカ外から購入されていること。
- 作業に装置などのインストール、サービス、修理、トレーニングなどが含まれること。
- 売買契約書の中にこれらの作業が必要とされることが明記されていること。
- 派遣される技術者が契約に基づく作業を行うのに必要な特別な知識を有すること。
- 作業に対して、アメリカを源泉とする報酬を受け取らないこと。
- 建設実務ではないこと。ただし実作業を含まない、作業員の監督(supervise)やトレーニングは認められる。

- 国務省のサイト※29にも「技術者はこれらのサービス提供に必要な専門知識を有し」とあります。単なる“作業員”では申請は認められない可能性があります。

- 装置の売買契約は日本の法人とアメリカの顧客の間で直接結ばれるとは限りません。例えばアメリカの現地法人が日本本社から機器を仕入れ、アメリカの顧客に販売。顧客との間で結ばれたメンテナンス契約については対応ができないため、日本本社との間で業務委託契約を結ぶということもあります。このような場合もそれぞれの間で契約が交わされ、契約の輪が繋がっていれば日本から技術者を派遣しその作業をさせることができます。間に商社などの資本関係のない会社が入っていても申請は認められています。

- 大型の装置などの場合設置作業に自社やグループ会社だけでなく、資本関係のない協力会社からも派遣が必要になることもあります。このような場合でも協力会社との間で業務委託契約が結ばれていれば申請は認められています。

- 親会社と子会社間などの取引の場合、売買契約書が結ばれていないことは少なくありません。そのような場合必ずしも売買契約書でなくても、設備、サービスそれぞれの発注書でも申請は認められています。その代り設備や装置のためのサービスであることが、例えば設備名がサービスの発注書に記載されているなど、それらの発注書で示せなければなりません。

※28 9 FAM 402.2-5(E)(1) Commercial or Industrial Workers: a. An applicant coming to the United States to install, service, or repair commercial or industrial equipment or machinery purchased from a company outside the United States or to train U.S. workers to perform such services. However, in such cases, the contract of sale must specifically require the seller to provide such services or training and the visa applicant must possess unique knowledge that is essential to the seller's contractual obligation to perform the services or training and must receive no remuneration from a U.S. source.; b. These provisions do not apply to an applicant seeking to perform building or construction work, whether on-site or in-plant. The exception is for an applicant who is applying for a B-1 visa for supervising or training other workers engaged in building or construction work, but not actually performing any such building or construction work.

※29 「修理技術者:技術者が、日本の企業で販売されている商工業用機械・機器の設置、サービス、または修理等を行う目的の渡米予定で、それらが購買契約に明記されている場合は商用としてのB-1ビザが該当します。ただし、技術者はこれらのサービス提供に必要な専門知識を有し、米国を源泉とする報酬を受けることはできません。また、企業はこれらのサービス提供に対し当初の購買契約書に定められたもの以外の支払いを受けることはできません。予定される活動がこれらの内容に正確に該当しない場合は一時就労(H-2)ビザが必要です。なお、B-1ビザは建築や建設業務には該当しませんので、契約書にそうしたサービスが含まれていてもH-2ビザが必要です。B-1ビザは上述の商工業設備および機器の設営、運営、修理のために米国人の研修を行う目的で渡米する技術者にも該当します。このような場合も報酬は日本の企業から支払われ、研修が行われることが売買契約書に明記されていなければなりません。」(www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-typeb1b2.asp#b1)

III.

就労に必要なビザ

ここでは企業が利用する一般的な就労ビザである、Eビザ、Lビザ(Blanket Lビザ)、H-1Bビザについて説明します。

1 Eビザ

(1) Eビザとは

- Eビザはアメリカとの間で商業と航海に関する条約が結ばれた約80か国^{※30}の国籍保有者に対して発給が認められているビザです。日本人に対しては日米友好通商航海条約に基づき、1953年10月30日より有効になっています。アメリカの移民局へのペティション申請^{※31}が必要ないことが大きな特徴です。そのため日本人のEビザは申請作業を日本国内で完結させることができます。その代わり大使館(総領事館)に対し、現地法人をEビザカンパニーとして登録、登録内容の更新を求められます。
- 韓国企業のEビザ新規申請は東京大使館で受け付けられ、ビザも発給されました。また日本企業のEビザ新規申請がペルーで受け付けられたケースがあります。(申請は拒否されました。)会社の国籍と同じ国で申請しなければならないというわけはありません。

※30 2022年6月現在。Albania, Argentina, Armenia, Australia, Austria, Azerbaijan, Bahrain, Bangladesh, Belgium, Bolivia, Bosnia and Herzegovina, Brunei, Bulgaria, Cameroon, Canada, Chile, China (Taiwan), Colombia, Congo (Brazzaville), Congo (Kinshasa), Costa Rica, Croatia, Czech Republic, Denmark, Ecuador, Egypt, Estonia, Ethiopia, Finland, France, Georgia, Germany, Greece, Grenada, Honduras, Ireland, Israel, Italy, Jamaica, Japan, Jordan, Kazakhstan, Korea (South), Kosovo, Kyrgyzstan, Latvia, Liberia, Lithuania, Luxembourg, Macedonia, Mexico, Moldova, Mongolia, Montenegro, Morocco, Netherlands, New Zealand, Norway, Oman, Pakistan, Panama, Paraguay, Philippines, Poland, Romania, Senegal, Serbia, Singapore, Slovak Republic, Slovenia, Spain, Sri Lanka, Suriname, Sweden, Switzerland, Thailand, Togo, Trinidad & Tobago, Tunisia, Turkey, Ukraine, United Kingdom, Yugoslavia (travel.state.gov/content/travel/en/us-visas/visa-information-resources/fees/treaty.html)

※31 ペティション:嘆願書とも訳される。Lビザ、H-1Bビザなどは、まず移民局に対するペティション申請が許可され、I-797が発給されなければビザの申請ができない。

- Eビザの企業登録(新規申請)は、東京大使館、または大阪総領事館どちらかで行います。また企業登録は個人のビザ申請とセットで行い、企業登録だけを行うことはできません。
- 新規申請では現地法人がEビザの条件を満たすかの書類審査があり、約4～8週間かかります。大企業の方は審査時間が短い傾向がありますが、ケースによっては2か月以上かかることもあります。また追加書類の要求が出た場合はさらに時間がかかります。書類審査の後、面接について指示が出ます。
- 原則としてビザはどこの国の米国在外公館でも申請が可能です。しかしながら新規申請をした大使館に情報があるEビザは、新規申請をした国で申請するのが一般的です。そのため日本人は日本でビザの申請をすることになります。
- 以前は1年に1回、DS-156EPart1,2と直近の財務諸表、Tax Return^{※32}を提出し、Eビザカンパニーの基準を満たし続けていることを証明しなければなりませんでした。現在は申請の際に最新のDS-156EPart1,2と、直近の単体の財務諸表またはTax Returnを提出します。そのためEビザ申請がなければ企業登録の更新をする必要はありません。また以前はDS-156EPart1,2の更新は年に1回でしたが、今は申請のつど最新のものにアップデートすることが求められます。
- 5年間Eビザ申請がないか、または米国で就労しているEビザ保有者がいなくなると企業登録が取り消されます。Eビザは基本的にビザの有効期限にかかわらず2年間の滞在期間が与えられるため、滞在期間中に企業登録が取り消されることがあります。その場合は滞在期限まで合法的な就労が認められています。
- 交替のタイミングのずれなどで、Eビザ保有者が不在の期間が一時的な場合は登録が抹消されないこともあります。
- あるお客様で、現地法人の唯一のEビザ保有者のビザの有効期限は6月でしたが、滞在許可は9月まででありました。そこで9月までにEビザの更新申請をして認可されれば、Eビザの企業登録は引き続き有効なのではないか、という問い合わせに対し、滞在許可とEビザ企業登録の有効期限は関係がなく、原則としてビザの有効期限とEビザ企業登録の期限は同じとのことでした。ただし運用上はケースによって状況を考慮されることもあります。別なあるお客様のケースでは、Eビザを保有する駐在員の方が急逝されEビザ保持者がいなくなりましたが、半年以内の新しいEビザの申請でEビザ企業登録は維持されるとのことでした。

(2) Eビザの種類

- Eビザには貿易駐在員用のE-1ビザと投資駐在員用のE-2ビザの2種類があります。アメリカの現地法人が主に日米間の貿易を行っている場合はE-1カンパニーとして、

※32 Tax Return: Form 1120とも呼ばれる法人税申告書。添付書類は不要。また、General Partnershipの場合はForm 1065。

アメリカに投資を行っている場合はE-2カンパニーとして登録されます。貿易駐在員、投資駐在員という言葉から、貿易を担当している、投資を担当している駐在員が取得するビザと誤解されることもありますが、Eビザカンパニーとして登録されればその会社のどのポジションでもEビザを申請することは可能です。

●派遣先にとって初めてのEビザ申請では派遣先の企業登録を同時に行う「新規申請」となります。またその他、更新：Eビザ保有者が引き続きEビザで就労する場合、交替：前任者がEビザを保有している場合、増員：新たに人材を派遣し、Eビザ保有者の人数が増える場合、の3つのタイプがあります。実質的には交替でも前任者がLビザを保有している場合はEビザ保有者の人数が増えるため、増員として申請します。

●更新・交替は増員に比べれば審査基準のハードルが低くなります。グリーンフィールドでは以前は申請理由を単に「定期的な人事異動のため」としていましたが、現在は引き続き日本から派遣した人材が業務を行わなければならない必然性を詳しく記載しています。

●アメリカでの新しい事業の立ち上げなど、目的と期間が限定される場合はTDYというカテゴリーがあります。現在ビザ面の“TDY”という表記がなくなったためTDYはもう存在しないとする移民法弁護士もいますが、その概念は現在も有効です^{※33}。在籍2年目という通常のEビザでは認められないレベルのスキルでもビザが発給されています。

●ただしあくまでもEビザカンパニーへの派遣である必要があります。日本本社がアメリカのクライアントから直接技術者の派遣を要請され、就労とみなされる業務を行う場合、関与していない現地法人のビザで就労することは適切ではないと考えます。

(3) Eビザの申請条件

① 派遣先の条件

- 派遣先は申請者と同じ国籍でなくてはなりません。日本人を派遣するのであれば派遣先の株式の最低50%を日本人(永住権を持つ日本人を除く^{※34})または日本企業であることが求められます。Lビザと異なりEビザは必ず50%以上の資本比率でなければなりません。

※33 9 FAM 402.9-7(C) c. (2) In some cases, ordinarily skilled workers can qualify as essential employees, and this almost always involves workers needed for start-up or training purposes. A new business or an established business expanding into a new field in the United States might need employees who are ordinarily skilled workers for a short period of time. Such employees derive their essentiality from their familiarity with the overseas operations rather than the nature of their skills. The specialization of skills lies in the knowledge of the peculiarities of the operation of the employer's enterprise rather than in the rote skill held by the applicant.

※34 9 FAM 402.9-4(B) e. U.S. Lawful Permanent Resident (LPR) Status of Trader or Investor: A trader or investor with the nationality of a treaty country but who holds U.S. LPR status does not qualify to bring in employees under INA 101(a)(15)(E). Moreover, stock shares owned by U.S. permanent residents cannot be considered in determining the nationality of the business.

- ☞ 親会社がある国の株式市場にのみ上場されている場合、その国をその会社の国籍とみなすことができるとされています^{※35}。日本の上場企業の場合、有価証券報告書に外国法人等として所有株式数の割合が記載されていますが、日本人の株式の保有が50%を下回っていても日本企業と判断するという見解を大使館は出しています。
- ☞ 株主の国籍の証明が難しいこともあります。
 - ・株主が学校法人の場合寄付によって設立され株主が存在しないため、意思決定を行う理事の国籍で主張しました。
 - ・ファンドの場合、出資しているのはファンドが管理する投資事業有限責任組合ということもあります。その場合投資事業有限責任組合に出資している個人または法人の国籍を示す必要があります。実際は守秘義務があり開示されないことがあるため、ファンドの50%以上が日本国籍の個人または法人であることを記した書面を提出しました。
- ☞ Eビザカンパニーとして認められていても、海外の投資家や外資系のファンドの資本参加で日本人の株式保有比率が50%を切ると、Eビザの資格を喪失します。その場合Eビザでの滞在ができなくなり、家族も含め他のビザの滞在ステータスへの変更と新しいビザの取得が必要となります。

- FAMにはE-2ビザは非営利団体では認められないと記載されています^{※36}。またE-1ビザもcommercial tradeであることが求められています^{※37}。非営利団体の行う貿易はcommercialではないと考えます。

- 米国拠点は支店や駐在員事務所でもかまいません。ただし州政府への届け出がなされ、かつ実体がなければなりません。またその場合日本本社をEビザカンパニーとして登録します。そのため日本本社がEビザの条件を満たす必要があります。日本本社がE-2カンパニーとして登録はできない、とする移民法弁護士もいますが、日本本社をEビザカンパニーに登録した実績があります。

続きは資料請求から 手引きをお申し込みのうえ ご覧ください。

※35 9 FAM 402.9-4(B) b. Country of Incorporation: The country of incorporation is irrelevant to the nationality requirement for E visa purposes. In cases where a corporation is sold exclusively on a stock exchange in the country of incorporation, however, one can presume that the nationality of the corporation is that of the location of the exchange. The applicant should still provide the best evidence available to support such a presumption. In the case of a multinational corporation whose stock is exchanged in more than one country, then the applicant must satisfy you that the business possesses the nationality of the treaty country. In view of the complex corporate structures in these cases, seek Departmental guidance when necessary, by submitting an advisory opinion (AO) request to L/CA.

※36 9 FAM 402.9-6(C) Commercial Enterprise Must Be Real and Active "The investment must be a commercial enterprise; it must be for profit, eliminating non-profit organizations from consideration."

※37 9 FAM 402.9-5(B) Trade for E-1 Purposes c.Trade Must be International: "The purpose of these treaties is to develop international commercial trade between the two countries."